

国民健康保険・ 後期高齢者医療保険に ご加入の皆さんへ



国民健康保険にご加入の方

国民健康保険限度額適用認定証

・標準負担額減額認定証の更新

現在の「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。受け付け開始は7月23日(月)です。

※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の発行には、世帯主と国民健康保険に加入している全員の所得の申告が必要です。申告が済んでいない場合、正しい区分での発行ができません

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②旧認定証 ③印鑑
 - ④高齢受給者証(70歳～75歳未満の方)
 - ⑤世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード(※)
 - ⑥委任状(住民票同一世帯の親族以外の方が手続きする場合)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書が必要です

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。

一部負担金(窓口でのお支払い金額)の割合が、前年の所得などにより変更になる場合がありますので、確認ください。

※社会保険などに加入している方は、各事業所または各保険者に問い合わせください

後期高齢者医療保険にご加入の方

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在の被保険者証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(ミドリ色)は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。有効期限切れのもの(オレンジ色)は8月1日以降に、ご自身で処分するか市で回収します。※郵送可

※都合により住民登録を変更せずに転居されている方は、届かない場合があります。下記担当までお知らせください

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんが均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人ごとに決まります。その均等割と所得割の額・率(保険料)は各都道府県の後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

平成30年度の保険料

均等割額	41,400円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の総所得額に8.02%を乗じた額

※保険料限度額は一人当たり年額62万円です

※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合)の被扶養者だった方は、軽減措置が受けられます。平成30年度の保険料額は平成29年中の所得に基づいて計算し7月末までに通知します

短期被保険者証

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通常より有効期間が短い被保険者証が交付されます。交付の際に納付方法の相談を行います。

後期高齢者医療限度額適用

・標準負担額減額認定証の更新

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き要件(住民税非課税)を満たしている方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

※現在お持ちでない方が交付を受けるには申請が必要です

手続きに必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑
 - ③マイナンバーカードまたは個人番号通知カード(※)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書が必要です
- ※代理の方が申請される場合は、代理人の身分証明書と印鑑も持参ください

限度額適用認定証の交付対象が変わります

70歳～74歳の国民健康保険か後期高齢者医療保険に加入している現役並み所得者(窓口負担割合が3割)の方でも、平成30年8月から「限度額適用認定証」の交付対象になる場合があります。

入院などで医療費が高額になることが想定される場合は、事前に交付を受けることをおすすめします。